⑶　入札の無効　本公告に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑷　落札者の決定方法　契約制限価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、上記３⑴により得られた評価値が最も高い者を落札者とする。

⑸　低入札価格調査　上記３⑴ただし書きの目的を達するため、本業務においては審査対象基準価格を設定し、評価値が最高である者の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続を保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。

⑼　上記２⑴に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、指名されていなければならない。

⑽　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設市場整備課における建設コンサルタント業務等に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。指名通知の日は平成30年12月12日（水）を予定する。

⑾　紙入札方式による参加を希望する場合の手続　紙入札方式による参加を希望する者は、上記４⑶①の期限までに、参加表明書等とともに紙入札方式参加（変更）届出書（電子入札留意事項様式１）を、上記４⑴に示す場所に持参又は郵送等により提出しなければならない。

⑿　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Sadahiro Goto Director General of Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Seismic reinforcement design of the Takamatsu Expressway Dokigawa bridge

⑷　Time Limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 26 November 2018 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 26 November 2018. if by mail, 4 : 00 P.M. 26 November 2018)

⑸　Time Limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 25 December 2018

⑹　Time Limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 28 January 2019 (If brought with you, 11 : 00 A.M. 28 January 2019. If by mail, 11 : 00 A.M. 28 January 2019)

⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑻　Contact point for tender documentation : Megumi Suetsugu, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 4―1―3, Asahimachi, Takamatsu City, Kagawa Prefecture 760―0065 Japan. TEL.087―825―1886

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する幾春別川総合開発事業の内　稲荷沢地区地すべり対策外工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年11月14日

北海道開発局長　水島　徹治

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　工事名　幾春別川総合開発事業の内　稲荷沢地区地すべり対策外工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　北海道三笠市

３　工事内容　工事延長　Ｌ≒736m、①斜面対策（稲荷沢地区４―９ブロック）「砂防土工：掘削工（頭部排土）Ｖ≒220,000㎥、盛土工（押え盛土）Ｖ≒110,000㎥」、「法面工：植生工（種子散布）Ａ≒8,000㎡」、「地下水排除工：集水井工φ3500Ｎ≒３個」、②流路工Ｌ≒690m「掘削工（掘削）Ｖ≒2,600㎥、盛土工（盛土）Ｖ≒23,000㎥」、③法覆護岸工Ｌ≒397m「コンクリートブロック工（連節ブロック張）Ａ≒8,000㎡」、④道路土工（稲荷沢林道）Ｌ≒774m「掘削工Ｖ≒6,500㎥、盛土工Ｖ≒3,600㎥、下層路盤工（再生骨材80㎜）Ａ≒2,300㎡、上層路盤工（再生骨材40㎜）Ａ≒2,300㎡」

４　工事区分　一般土木

５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成30年11月14日から平成30年12月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成30年12月11日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311 内線5480）

６　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した経営事項評価点数が、代表者については1,150点以上、代表者以外の構成員については1,100点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けた際に算出した経営事項評価点数が、代表者については1,150点以上、代表者以外の構成員については1,100点以上であること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成15年度以降に、国土交通省、独立行政法人水資源機構、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、都道府県における次の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

また、代表者以外の構成員についても、平成15年度以降に、国土交通省、独立行政法人水資源機構、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、都道府県における次の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

代表者

・地すべり防止工事の施工で切土又は盛土の土量が10,000㎥以上の施工実績を有すること。